

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

指名委員会

委任事項

(指名委員会規則)

2019年1月25日付けで取締役会により承認される

I. 経緯

株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」という）の取締役会（以下「取締役会」という）は、2011年9月20日に設置された指名委員会（以下「委員会」という）の現在の指名委員会規程に置き代わるものとして、上記の日付けを発効日とする下記の内容の新しい委任事項を採用することを決議した。

II. 委員会の構成

- A. 委員会の構成は、次の何れも満たすものでなければならない。
 - A. 1. 1 取締役会が選定する3名以上の取締役により構成される。
 - A. 1. 2 委員会のメンバーの過半数は、香港証券取引所上場規則（以下「上場規則」という）に定める独立性の要件を満たす独立非業務執行取締役（以下「独立非業務執行取締役」という）かつ日本法に定める社外取締役とする。
- B. 委員会のメンバーの任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

III. 委員会議長

- A. 取締役会は、委員会のメンバーのうち独立非業務執行取締役1名を委員会の議長（以下「委員会議長」という）に任命する。取締役会の議長は委員会議長となる資格を持たない。委員会議長が不在の場合は、残りの出席メンバーのうち取締役会の議長または独立非業務執行取締役1名を委員会議長の職務を代行する者として選任する。
- B. 委員会議長は、委員会の職務範囲に属する事項に関する当社の株主（以下「株主」という）の質問に答えるために、当社の定時株主総会に出席する。

IV. 事務局

当社のカンパニーセクレタリーまたは当社のカンパニーセクレタリーが指名した者が委員会の事務局（以下「事務局」という）となる。

V. 議事

本委任事項に異なる定めがない限り、委員会の会議とその議事は当社の定款および取締役会が随時定める当社の取締役会の会議やその議事に関する社内規程にしたがう。

VI. 定足数

委員会の決定における定足数は、議決に加わることができる委員会のメンバーの過半数またはこれを上回る割合で取締役会が定める比率とする。定足数を満たして適切に開催された委員会の会議は、委員会に付与されたまたは行使可能なすべての能力、権限、裁量を行使することができる。

VII. 会議の出席

- A. 委員会のメンバーおよび事務局のみが委員会の会議に出席することができる。ただし、適切と考えられる場合は、取締役会の議長、当社および当社子会社の執行役、取締役、人事責任者等の使用人、外部のアドバイザーも委員会の要請にもとづき会議の全部または一部に出席することができる。
- B. 委員会の会議には、必要に応じて、委員会のメンバー以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。委員会から出席を求められた当社および当社子会社の執行役、取締役、会計監査人、独立会計監査人、使用人等は、委員会に対し、委員会が求めた事項について明確化のために説明しなければならない。
- C. 委員会の正式な会議は、出席者が会話できる電話その他の伝達機器を使って行うことができる。

VIII. 会議の頻度

委員会の会議は必要に応じて随時開催できるが、最低年 1 回開催されなければならない。委員会議長またはすべての他のメンバーは開催が必要または望ましいと考えたときは、委員会の会議を招集することができる。

IX. 会議の通知

- A. 委員会のいずれのメンバーも委員会の会議を招集することができる。
- B. 特段の合意がない限り、遅くとも会議開催日の 7 営業日前までに、場所、日時、討議する議題を記した各会議の通知を委員会の各メンバーに送付する。遅くとも会議開催日の 3 営業日前までに委員会の各メンバーに参考資料を送付する。

X. 会議の議事録

- A. 事務局は、出席者の氏名の記録を含むすべての委員会の会議の議事内容と決議を記録した議事録のドラフトを作成し、会議後合理的期間内に委員会の各メンバーに当該ドラフトを送付してそのコメントを求め、また、記録用に議事録の最終版を送付する。
- B. 事務局は、議事録に委員会の会議に出席した委員会のメンバーの署名または記名押印を得る。
- C. 事務局は、会議の完全な議事録を保管する。

XI. 職務

委員会の職務は次の通りとする。

- A. 最低年1回取締役会の構造、規模、構成（スキル、知識、経験を含む）を審査し、当社の企業戦略を補完するための取締役会の変更に関して、当社の株主に勧告する。
- B. 指名すべき取締役の選考に関して、当社の株主に、取締役会のメンバーとして適切な資格を有する個人を特定・選出し、または推挙し、当該個人を取締役に選任することを当社の株主に勧告する。
- C. 上場規則が求める要件に関して、独立非業務執行取締役の独立性を評価する。
- D. 当社の取締役の選任の基準と手続きを定めるとともに、当社の株主に、当社の取締役の任命、再任と取締役（特に当社の取締役会の議長と代表執行役）の承継計画に関する勧告を行う。
- E. 取締役会が付託するその他の職務

XII. 報告責任

- A. 委員会議長は、委員会の職務と責任の範囲に属するあらゆる事項に関する各会議の後、議事内容を正式に取締役会に報告する。
- B. 委員会は、その職務の範囲内の領域において行動または改善が必要と思われる場合には、適切と思われる勧告を取締役会に行う。

XIII. 権限

取締役会は委員会に以下の権限を与える：

- A. 本委任事項の範囲内のあらゆる事項に関する調査を行うとともに、社員から必要な情報を入手する（すべての社員は、委員会からかかる要請があれば協力するよう指示を受けている）。

- B. 必要と思われる場合は、当社の費用で、報酬に関する独立コンサルタントを含む法律その他に関する社外の専門家の助言を得る。

XIV. その他の事項

- A. 委員会は、最も効果的に委員会が運営されるよう、最低年1回、委員会の成果、構成、委任事項を検証し、何らかの変更が必要と思われる場合は承認を得るべく取締役会にその旨を勧告する。
- B. 委員会は、本委任事項を公開するとともに、取締役会が委員会に委託した役割と権限を説明する必要がある。
- C. 委員会は、職務の遂行に十分なリソースの提供を受けるものとする。

制定・改廃

- | | | |
|----|-------------|----|
| 1. | 2012年 6月20日 | 制定 |
| 2. | 2012年11月27日 | 改正 |
| 3. | 2015年10月26日 | 改正 |
| 4. | 2016年 4月26日 | 改正 |
| 5. | 2019年 1月25日 | 改正 |